

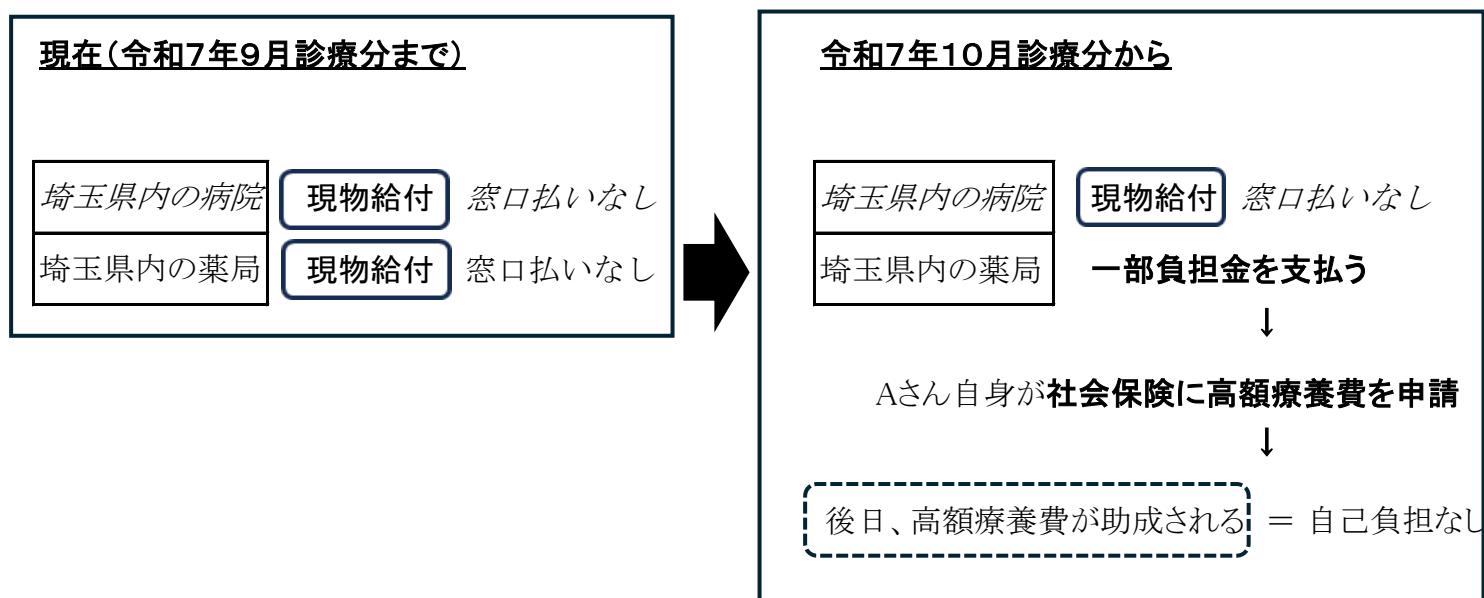
# 重度心身障害者医療費の現物給付の取扱いの一部変更について

## 重度心身障害者医療費制度のしくみ

重度心身障害者医療制度では、高額療養費や附加給付費、その他の公費負担医療制度（自立支援医療、指定難病医療給付制度等）を優先して給付を受けていただき、その額を除いた自己負担額を助成の対象としています。受給資格者の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

## 変更の内容

例：特定疾病療養受療証の対象者で、人工透析治療中の社会保険加入者のAさん



## (留意事項)

- ※1 協会けんぽ加入者で、埼玉県内の病院で現物給付し、薬局で一部負担金を支払った方は、八潮市障がい福祉課にご相談ください。
- ※2 八潮市国民健康保険、埼玉県後期高齢者医療保険の方は、上記変更の対象外です。
- ※3 自立支援医療（更生医療）の受給者は、上記変更の対象外です。

## 【問い合わせ】

〒340-8588 八潮市中央一丁目2番地1

八潮市 障がい福祉課 障がい給付係

電話：048-996-2111 内線473 FAX：048-997-5300